

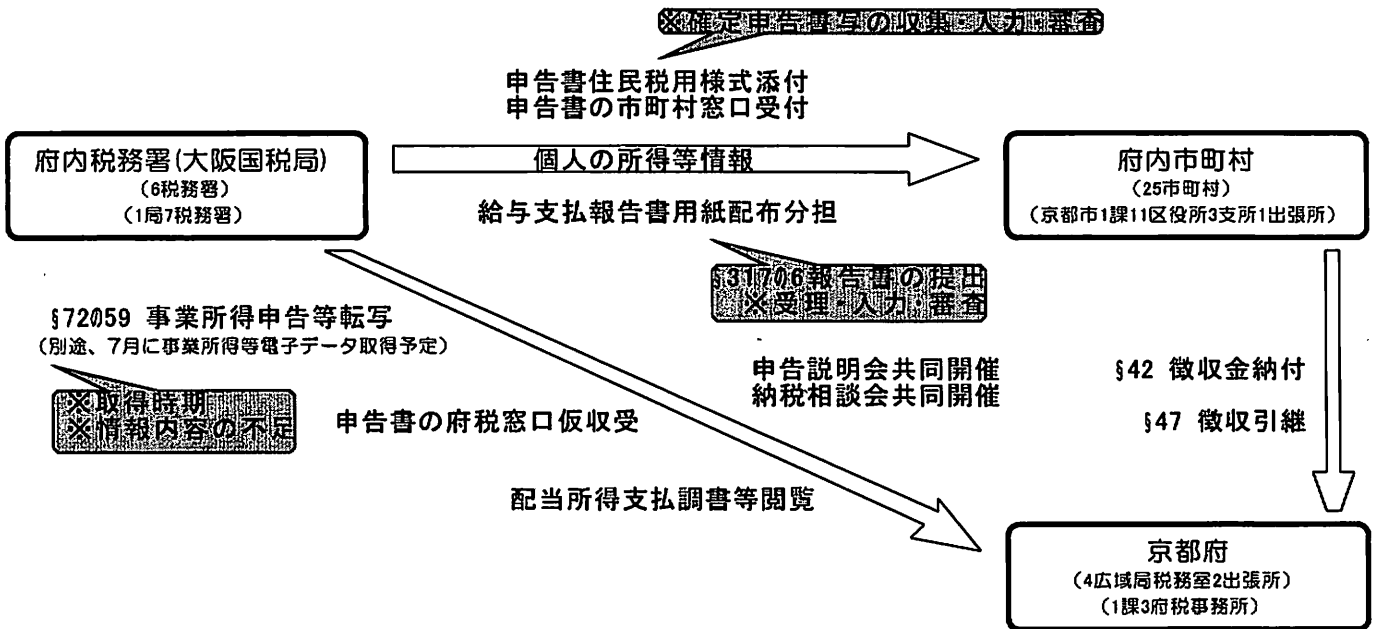
三税（国税・府税・市町村税）協力の主な内容

根 拠	内 容	
地方税法	所得 税 関 係	○個人府民税…市町村による徴収金の納付(§42)、徴取引継(§47)等 ○個人事業税…府による所得税申告書等の閲覧(§72の59)
	法 人 税 関 係	○法人府民税・事業税…国からの更正等による法人税額等の通知(§63) ○法人府民税 …府による法人税額等の通知(§63) ○固定資産税 …市町村による償却資産関係書類の閲覧(§354の2)
	固定資産税関係	○固定資産税 …登記所からの表示登記の通知(§382) ○不動産取得税… ①府による固定資産課税台帳等の閲覧(§73の23) ②府による不動産の価格等の決定(§73の21) ③市町村による取得申告書等の送付並びに不動産の価格等の通知(§73の18、§73の22) 市町村からの登記済通知書等の提供、府による移転登記申請書等の閲覧、市町村・府での新增築家屋評価の分担等により対応
通 達	申告書の送付、受理等	○納税相談会・申告説明会等の開催、申告書の受付事務、特別徴収（源泉徴収）義務者への給与支払報告書用紙の配布
	課税関係書類の閲覧等	○法人住民税・事業税の課税に必要な法人税等関係書類の閲覧(§63、7204902、325) ○個人住民税の課税に必要な配当所得支払調書等の閲覧 ○税務署からの、相続税・贈与税等国税の課税に必要な固定資産税等関係書類の閲覧 ○所得税申告書への住民税申告用様式の添付
	税務調査	○市町村による所得税失格者調査
	資料提供、情報交換	○市町村による不動産登記に関する資料の収集並びに税務署への通知 ○市町村による登録免許税等の課税に必要な不動産価格の登記所への通知(§423) ○市町村長による死亡通知書（死亡者所有固定資産税関係資料添付）の税務署長への送付（相続税の課税に協力） ○固定資産税評価と相続税・贈与税評価の資料（情報）交換
	徴収上の協力	○地区税務協議会等における大口困難滞納者、所得税等の還付金に関する情報交換
	広報上の協力	○地方団体の広報紙への国税関係記事掲載、税務署の行う租税教室等での地方税広報、税の無料相談
	そ の 他	○連携協調のための地区税務協議会等国税・地方税関係者による協議会の設置
参 考	◇「地方税法」(昭和25年7月31日法律第226号) ◇「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」 (昭和29年9月20日自乙府発第195号各知事あて自治庁次長通達) (昭和37年2月23日自治乙府発第2号各知事あて自治庁次長通達) (昭和57年12月1日自治税企第92号各知事あて自治省税務局長通達) (平成9年3月21日自治税企第10号各知事あて自治省税務局長通達) 他	

税業務の協力関係（フロー図）

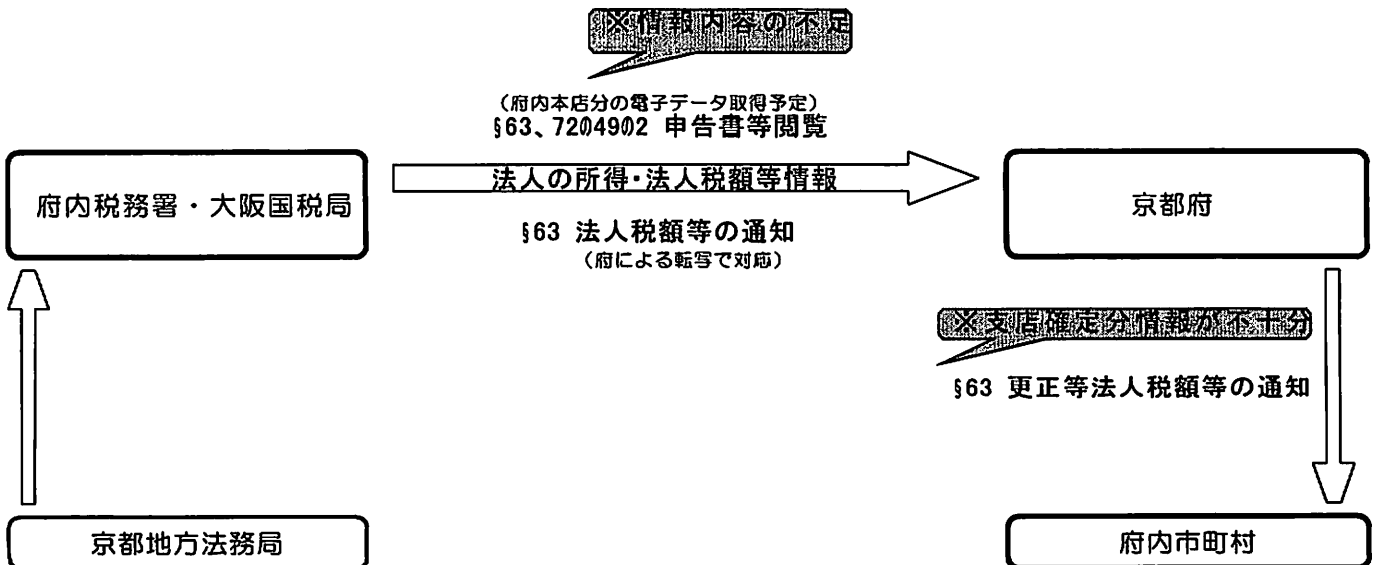
◇所得税関係（個人市町村・府民税、個人事業税）

※個人に係る所得等は、税務署(国税局)に申告、データが集積。
各市町村、府が、それぞれに必要な情報をそれぞれが税務署から入手。
(①確定申告書の収集・入力・審査、②住民税の(特徴者から提出の)給与支払報告書等の受理・入力・審査に係る事務が大きなウェイトを占める)



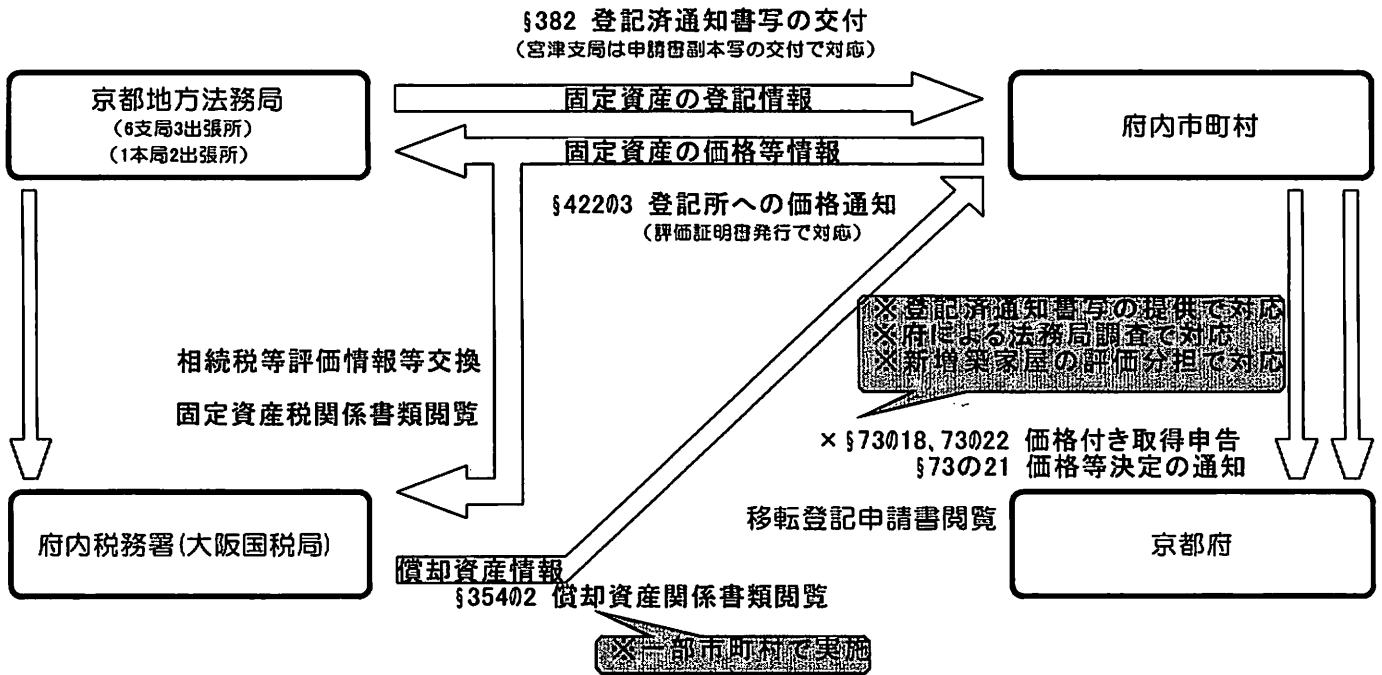
◇法人税関係（法人市民税、法人府民・事業税）

※法人に係る所得・法人税額等は、税務署・国税局に申告、データが集積。
法律で、国から府への通知、府から市町村への通知により情報を共有。
(提供される情報の内容に不足等があるため、調査等補完が必要)



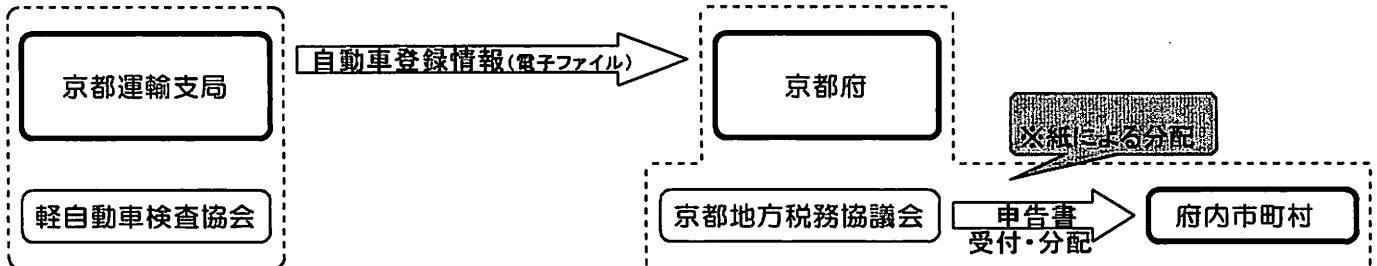
◇固定資産税関係（不動産取得税）

※固定資産の登記情報は国（法務局）が提供、価格等情報は市町村が提供、市町村には登記・価格等情報が集積。市町村と府の間では、法律上の市町村からの価格付き不動産取得申告書の送付に替え、登記済通知書等の提供、府による法務局調査の実施等による事務配分をするとともに、価格に関して新增築家屋に係る評価を分担。



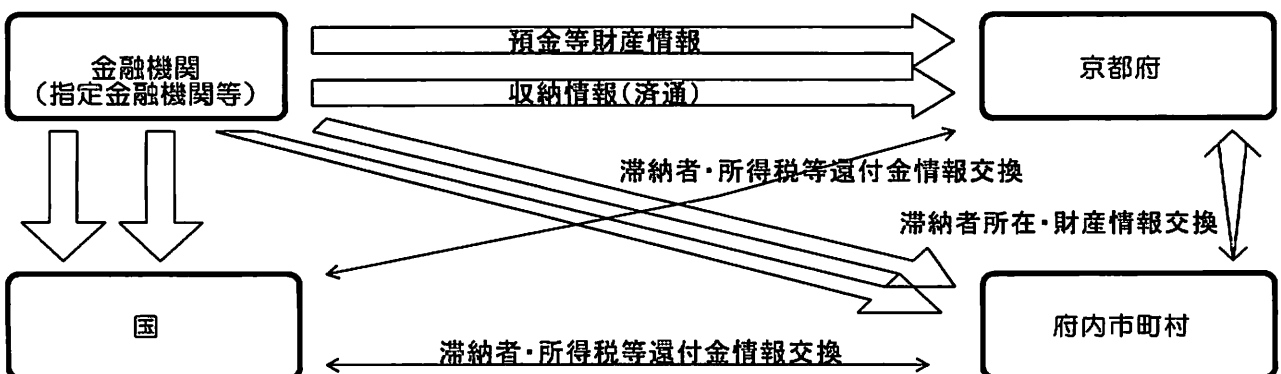
◇軽自動車税・自動車税関係

※自動車税の自動車登録情報は京都運輸支局から電子ファイルで提供。軽自動車税のうち軽自動車に係る申告は京都地方税務協議会で一括して受付され、紙ベースで市町村に分配。



◇徴収関係

※国、自治体ごと、滞納者ごとの、個別的・具体的な情報提供・交換。金融機関が収納、財産調査に果たす役割が大きい。



税業務の配分について

1 業務切り分けの視点

- 共同化が法律的に困難な業務、可能な業務
- 業務処理の面で共同化に馴染まない業務、馴染む業務
- その上で、府内一本化、広域単位、各市町村・府対応の3段階に区分

2 府内一本化処理が望ましい業務

大量・反復作業、専門性が高く統一的判断を要する業務等、一本化処理が最も効果的、効率的、納税の利便性を高める業務

(例：文書催告、電話催告、特別機動整理案件、申告一括受付、サーバー管理等)

3 広域単位の共同処理が望ましい業務

共同処理が必要な一方で、適宜、現地現場での作業が必要な業務

(例：滞納処分、家屋評価業務等)

4 各市町村、府単位で対応する業務

住民とのやりとりが必要となる業務、各市町村等の課税権に直接関わる業務

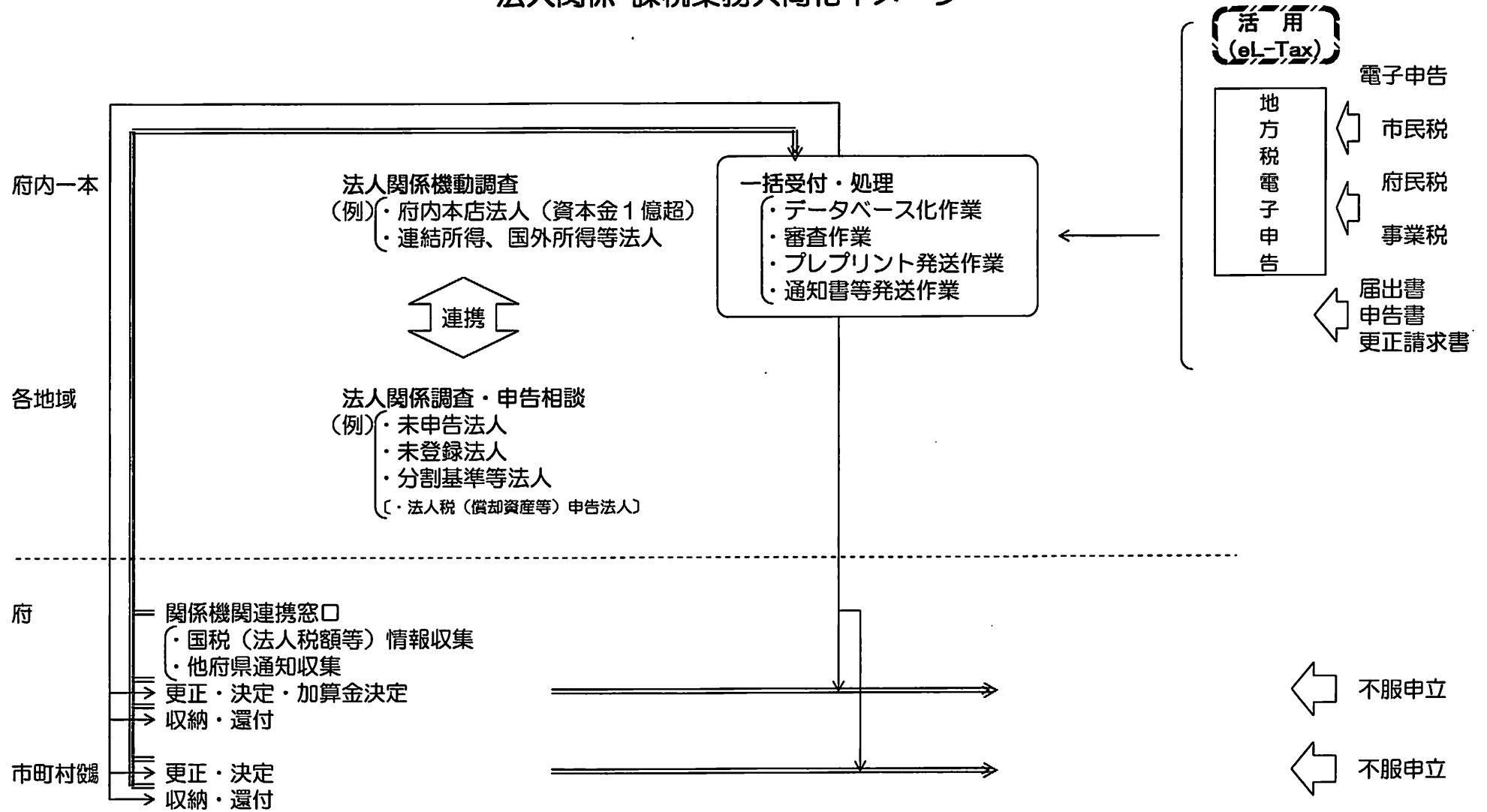
(例：納税証明書の交付、還付・充当、固定資産課税台帳の閲覧等)

税 業 務 の 配 分

	徴収部門	課税部門	その他
府内一本 化処理が 望ましい 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・督促状、催告書の一括作成・発送* ・電話催告（コールセンター）* ・特別機動整理案件処理 ・業務指導 <p style="text-align: right;">*外注</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課税資料一括受付、データ配信作業 （給与支払報告書・償却資産申告等） ・申告一括受付業務 （法人関係税・たばこ税） ・納税通知書の一括作成・発送* ・機動調査（法人関係税等） ・機動的な家屋評価作業 ・業務指導 <p style="text-align: center;">+ 自動車税処理</p> <p style="text-align: right;">*外注</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電算システム管理、情報管理 ・不服審査に係る整理 ・収納管理 ・市町村配分等 ・総務（研修、広報・広聴等）
各広域単 位で共同 処理が望 ましい業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・納税折衝（文書・電話催告、臨宅） ・財産調査 ・滞納処分（差押～配当） ・還付・充当（データ作成） ・徴収猶予・換価猶予（調査） ・延滞金減免・滞納処分の停止（調査） ・不納欠損（調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人関係相談・調査 ・個人事業税 ・固定資産税（家屋・償却資産の評価・調査） ・不動産取得税 ・軽油引取税 ・ゴルフ場利用税・鉾区税 +入湯税・鉾産税 	<ul style="list-style-type: none"> ・収納管理 ・納税証明書の交付 ・口座振替（入力等） ・総務（物品管理等）
各市町村 ・府での 対応が望 ましい業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・課税権に基づく決議・窓口業務 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> （ 還付・充当 徴収猶予・換価猶予 延滞金減免・滞納処分の停止 不納欠損 ） </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税（課税リスト） ・固定資産税（土地の評価、課税リスト） ・軽自動車税 ・課税権に基づく決議・窓口業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> （ 収納管理 還付・充当 納税証明書の交付 口座振替（受付） 不服申し立て受付 ） </div>

法人関係 課税業務共同化イメージ

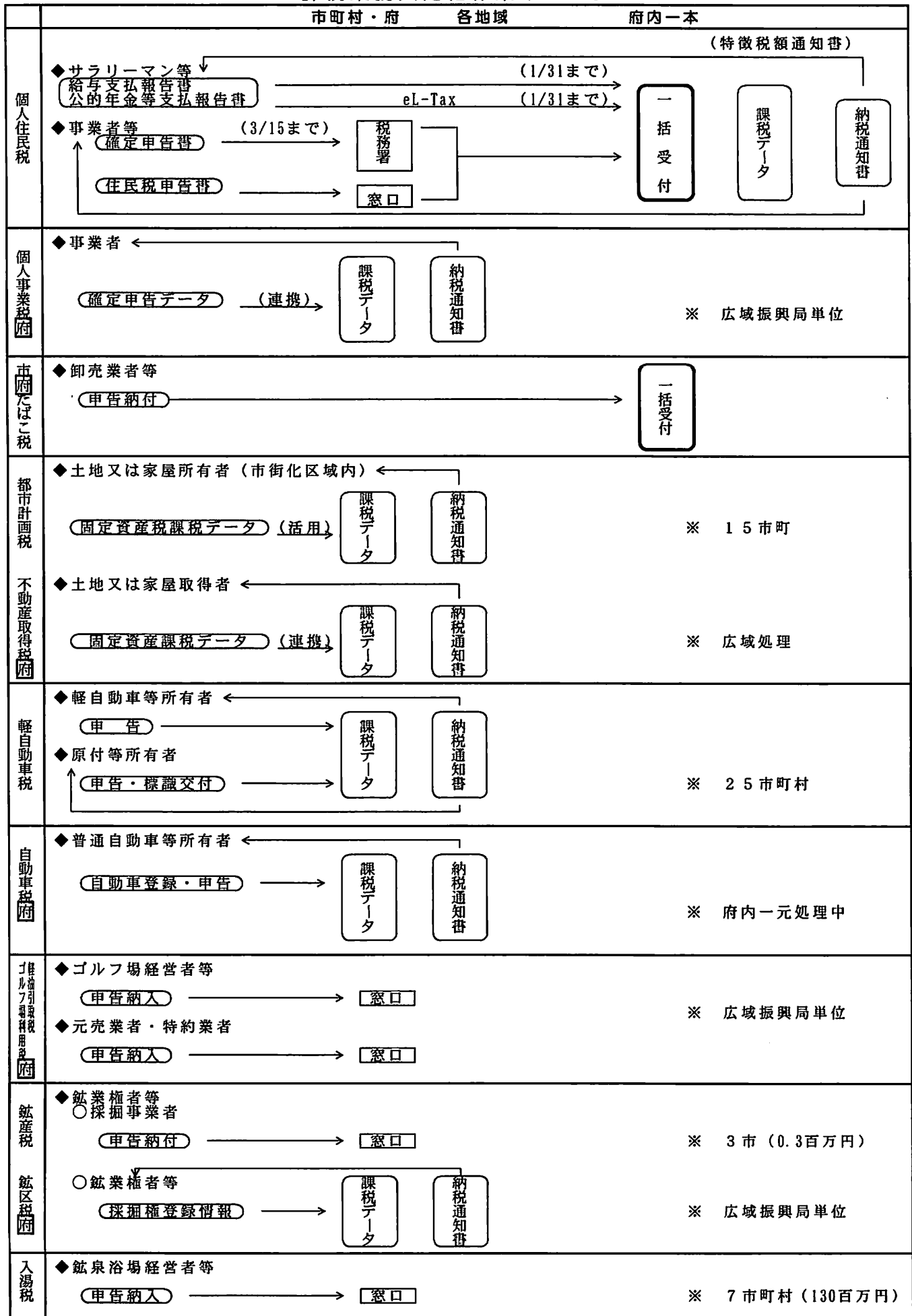
4-3



資産関係 課税業務共同化イメージ

土 地	家 屋	償却資産
<p>◆ 評価業務（3年毎の評価替え）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査 ・航空写真 ・農地変更通知等 ・評価作業 ・鑑定依頼等 <p>（現行） 府・市町村の共同作業</p> <p>（将来）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7割評定 ・府固定資産評価審議会による 基準地価格調整 ・負担調整措置 等 	<p>◆ 新增築分の評価業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査 ・建築計画概要閲覧等 ・評価作業（再建築費方式） ・説明作業 <p>（現行） 府：非木造（一定規模以上） 市町村：木造 他</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域で共同化 （家屋共同評価センター） ○ 府内一本で機動的評価作業 （広域家屋評価専任チーム） 	<p>◆ 納税義務者からの対象資産の申告</p> <p>（現行） 各企業等から資産所在市町村へ 分別して申告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府内分一括申告・受付 一括受付システム eL-Tax対応
<p>◆ 納税義務者（所有者）の確定 ・法務局登記済通知書</p> <p>（現行） 府・市町村が各々収集 （不動産）（固定）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一元収集 	<p>◆ 納税義務者（所有者）の確定 ・法務局登記済通知書</p> <p>（現行） 府・市町村が各々収集 （不動産）（固定）</p>	<p>◆ 納税義務者（所有者）の確定 ・申告督促</p> <p>（現行） 市町村が各々督促</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域で共同化 （家屋共同評価センター調査・法人関係調査）

課税業務共同化作業イメージ



他の税の共同処理の概要について

I 納税者は限られるが、一括受付をし、共同処理を行うもの

- 市・府たばこ税は、J T等の一括納付による（滞納が想定しにくい）
申告事業者 15前後

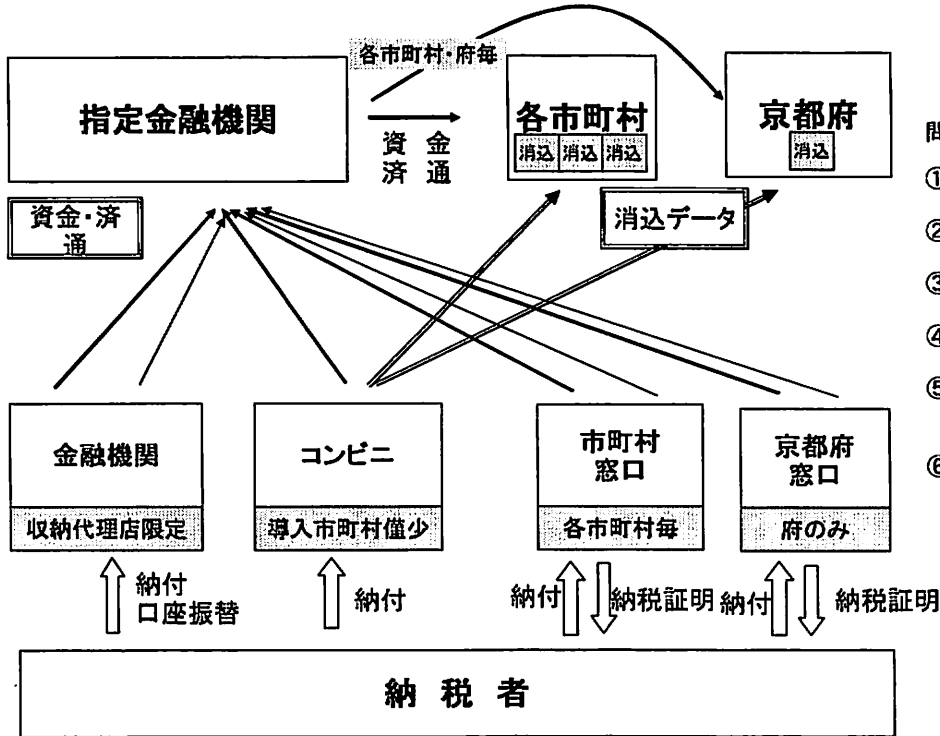
II 課税リストの作成以降の手續について共同処理を行うもの

- 都市計画税は、固定資産税課税データの活用により課税リスト作成（15市町）
納税義務者数：280,178
- 不動産取得税は、固定資産課税データとの連携により課税リスト作成
土地：21,132件/年 建物：27,153件/年

III 滞納引継後、共同処理を行うが、課税処理は現行どおりとするもの

- 個人事業税は、国税の確定申告データとの連携により課税リスト作成
納税義務者数：23,617
- ゴルフ場利用税は、ゴルフ場経営者の申告により課税リスト作成
ゴルフ場経営者数：36
- 軽油引取税は、元売業者・特約業者の申告納入により課税リスト作成
元売業者数：22 特約業者数：219 計：241
- 鉱産税は、採掘事業者の申告納付により課税リスト作成（3市）
納税義務者数：3
- 鉱区税は、鉱区権者の採掘権登録情報により課税リスト作成
採掘権登録者数：51
- 入湯税は、鉱泉浴場経営者等の申告納入により課税リスト作成（7市町村）
鉱泉浴場経営者等数：151
- 山砂利採取税は、山砂利採取業者の申告納付により課税リスト作成（1市）
山砂利採取業者数：12
- 産業廃棄物税は、最終処分場又は自社処分場業者の申告納付により課税リスト作成
業者数 最終処分場：6 自社処分場：5

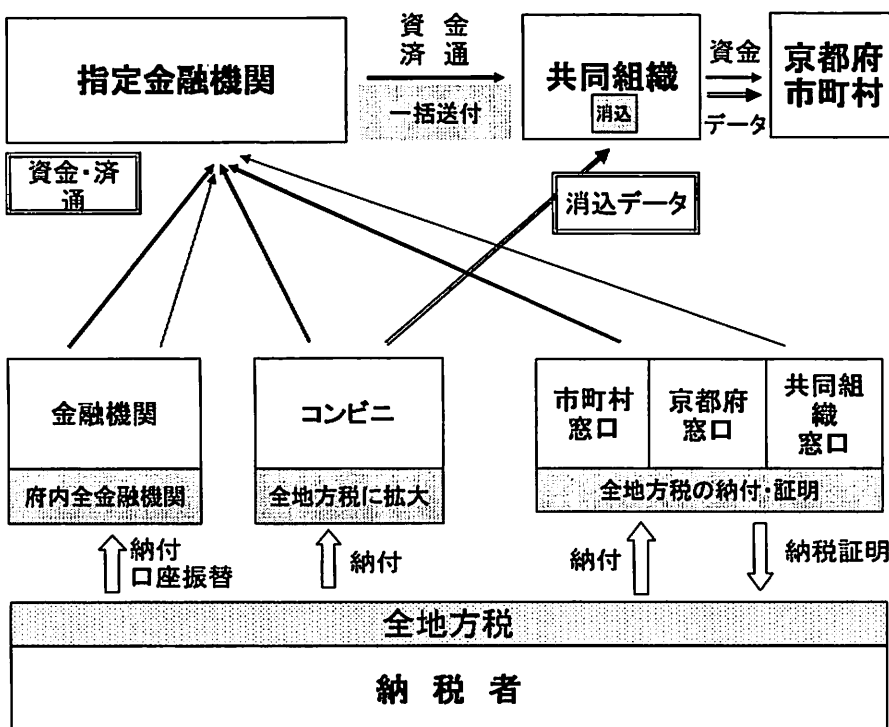
収納業務の現状(イメージ)



問題点

- ①市町村毎に金融機関限定
- ②コンビニ導入は僅少
- ③窓口納付は各市町村・府ごと
- ④納税証明は各市町村・府ごと
- ⑤金融機関は、市町村・府ごとに決済、資金を分配
- ⑥消込は各市町村・府ごと

収納業務の共同化(イメージ)



ポイント

- ①府内全金融機関で全地方税の納付
- ②コンビニ納付を全地方税に早期導入
- ③府内全窓口で全地方税の納付
- ④府内全窓口で全地方税の証明
- ⑤金融機関は、決済・資金を一括送付
- ⑥消込作業の合理化
(職員手作業→一括委託等)

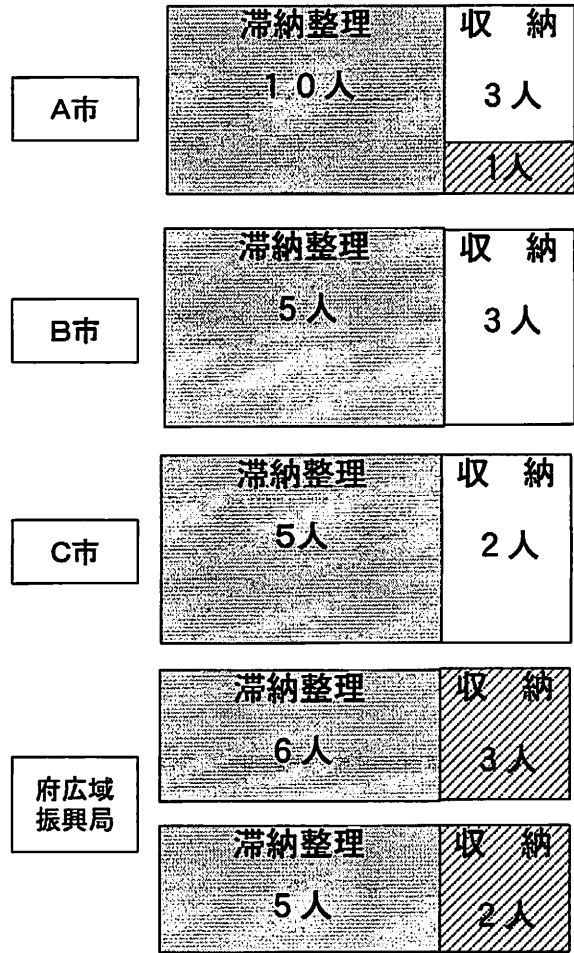
収 納 業 務 の 共 同 化

共同化の内容	現 状	課 題	備 考	
納税窓口 の 拡 大	府内すべての金融機関で全地方税の納付	市町村毎に納付できる金融機関（収納代理店）が相違	収納代理店の指定 （会計規則等改正）	店舗数 ・府 563 ・市町村 100～500
	府内すべての金融機関で全地方税の口座振替	市町村毎に口座振替できる金融機関、税目が相違	収納代理店の指定 （会計規則等改正）	口座振替件数 ・府 24 千件 ・市町村 1, 277 千件 （推計）
	府・市町村・共同組織の全窓口で全地方税の納付	当該市町村窓口のみ納付可能	・全窓口で電算システム配備 ・窓口職員の権限（経理員等の任命）	窓口納付件数 ・府 84 千件 ・市町村 31 千件（推計）
納税証明 の 発 行	府・市町村・共同組織の全窓口で全地方税の証明書発行	当該市町村窓口のみ証明可能	・全窓口で電算システム配備 ・窓口職員の権限（経理員等の任命）	納税証明件数 ・府 54 千件（自管除く） ・市町村 90 千件 （推計）
消込業務 の合理化	すべての消込を一括外部委託	・市町村は職員が消込 ・府は一括外部委託（コンビニ分除く）	・電算システム構築 ・金融機関の協力（決済の流れ等）	消込件数 ・府 845 千件 ・市町村 4, 590 千件 （推計）
	窓口での消込 （府・市町村・金融機関）	決済をもとに後日消込	・電算システム構築 ・金融機関の協力	

収納管理業務の配分について

現 状		共同化後			備 考
		市町村・府	市町村・府で 対応する業務	府内一本化 する業務	
窓 口 関 係	○現金収納	現金収納		現金収納	納税者利便
	○納税証明	納税証明		納税証明	
	○口座振替	申請受付 送付		申請受付、電算登 録 金融機関への連絡 消込 振替不能分に係る 納付書発送等	一本化か地 域かは検討 余地あり
管 理 関 係	○調定額の管理	調定額決定決議			
	○収入額の管理		電算入力消込 (委託会社にて)	調定調書作成と 市町村連絡 済通の回収、委託 先への送付、保管 個別帳票等の消込	
	○決算関係	決算、出納への 連絡	決算情報の作成 市町村・府へ連絡		
	○個人住民税の 配分			市町村・府への払 込額確定に係る事 務	
	○還付金の支 出、充当	還付決定、支出 事務		還付、充当情報の 作成と市町村・府 への連絡	

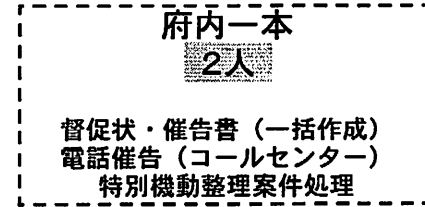
徴収共同化のイメージ



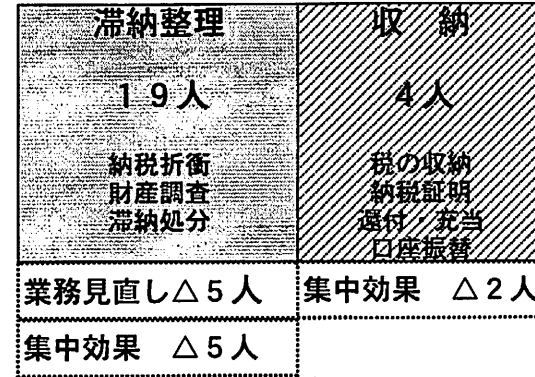
(45人)

(本局)
(出張所)

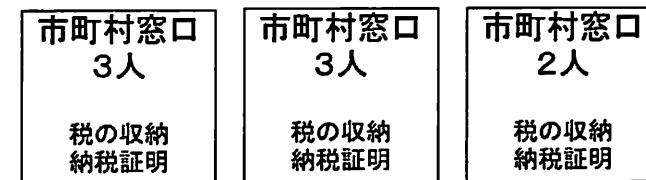
府内一本



各地域



市町村庁舎



(33人)

- 各地域に集約 31人⇒19人 + 府内一本2人
- 各地域に集約 6人⇒4人
- 市町村に残す 8人⇒8人

滞納整理業務の配分について

現 状	共 同 化 後			備 考
	市町村・府	市町村・府で 対応する業務	府内一本化 する業務	
○督促状の発付等	決 議	督促状の作成 発付 返戻分調査 再発付 一定期間後引継		
○催告書の作成 " 発送 返戻分調査 差押直前分		催告書の作成 " 発送 返戻分調査	差押直前分	電算で一括 作成分 滞納者との 困難な折衝
○電話催告		電話催告(初動)	電話催告(整理)	初動分はコール センター
○納税相談	納税相談 (簡易)		納 税 相 談 (換価猶予等)	
○財産調査		特別 機動 整理 案件	財産調査 (預金、不動産、売掛債権、 仕入先、保険契約等把握) 財産調査 (登記事項証明書等請求) 財産調査 (金融機関等調査)	税務署確定 申告書調査 法務局調査 銀行、郵便局、 保険会社照会
○捜 索			捜 索	
○差押・参加差押			差押・参加差押	
○交付要求			交付要求	
○換価(公売) ・配当			換価(公売) ・配当	
○繰上徴収	決 議		繰上徴収 (事由把握、連絡)	
○換価猶予	決 議		換価猶予 (事由把握、連絡)	
○延滞金減免	決 議		延滞金減免 (事由把握、連絡)	
○滞納処分停止	決 議		滞納処分停止 (要件把握、連絡)	
○不納欠損	決 議		不納欠損 (要件把握、連絡)	

共同化を支援するシステムの要素

I 課税データの作成

- 法人に係る主な税は、一括で受付し、エルタックス（電子申告）をプラットフォームにワンストップサービスを実現
 - ・償却資産の申告を一括で受付・入力、納税通知書を共同作成・発送
 - ・給与支払報告書を一括で受付・入力、市町村にデジタルデータを配信
 - ・法人市町村民税、法人二税の申告を一括で受付・入力、フルソフト送付
- その他は、データ連携や入力等の一括委託によりコスト削減を実現

II 収納データ登録

納付された税金の領収済データ作成については、コンビニ並みの省力化・迅速化を実現

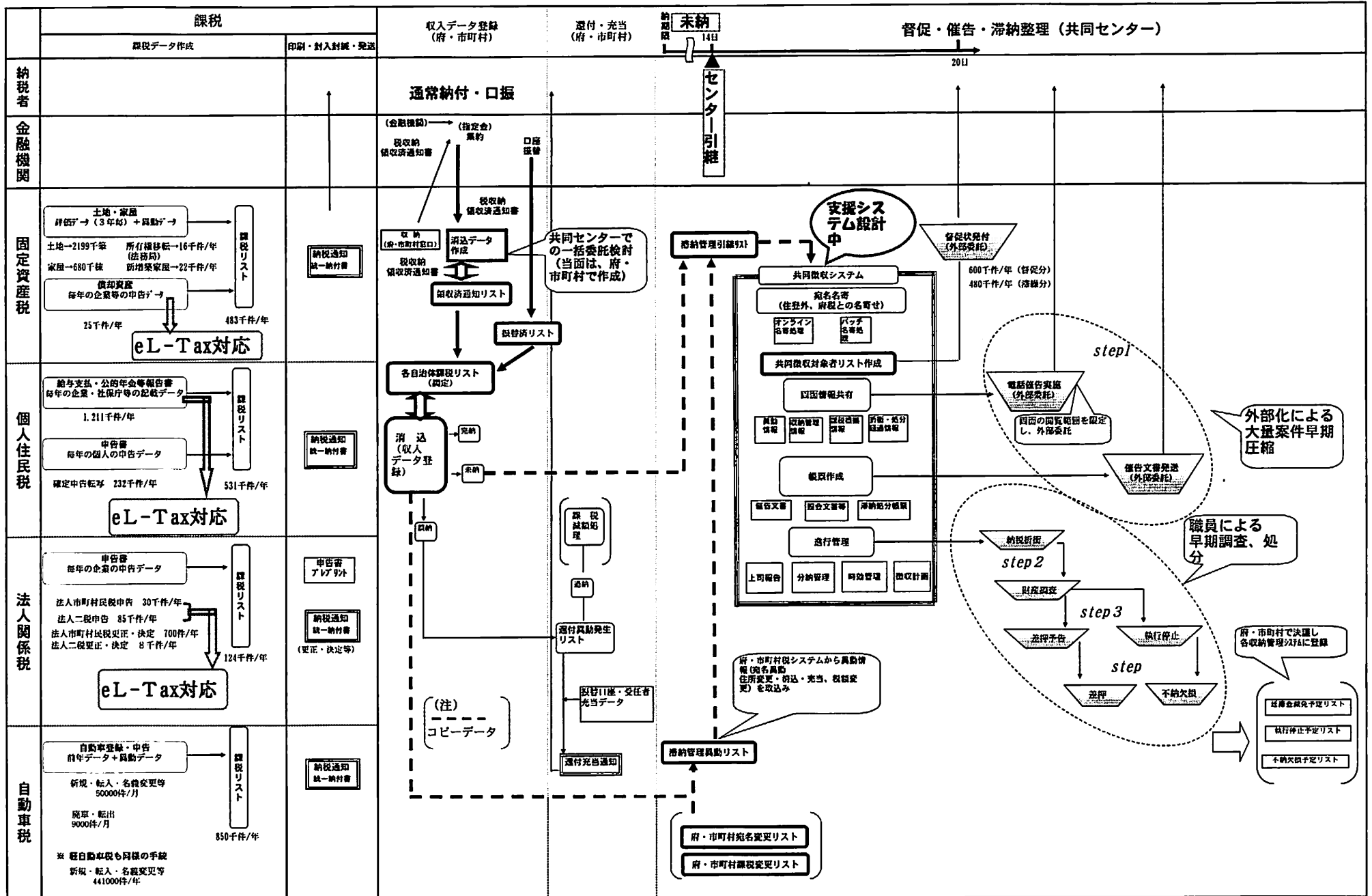
- ・領収済通知書のフローを見直し、消込データ作成を一括委託
- ・消込データは各自治体システムに登録、窓口（収納、還付、証明）業務等に対応

III 滞納データ管理

納期限後の未納案件は、共同センターでデータを管理、広域的に共同処理。支援システムを活用し、電話催告・文書催告等の外部化による大量案件の圧縮、職員による財産調査、差押を実施し、徴収率向上を実現

- 滞納データ収集・督促状発付
納期経過後の未納案件は、府・市町村システムからコピーデータを抽出し、ネットワークを介して、支援システムの共同徴収対象者リストに登録、督促状発付
異動データ（納税者住所、収納、減額等）も府・市町村システムから随時取込
- 電話催告・催告文書発送
支援システムの画面情報を活用し、外部委託による集中的な電話催告を実施。バッチ処理により一斉催告文書を作成・発送
- 納税折衝・財産調査・差押・不納欠損
支援システムの進行管理機能を活用し、職員による計画的な納税折衝、財産調査、差押等を実施

京都府・市町村税務共同処理概要



地方税の電子申告(エルタックス)について

1 現状

○ 概要

地方税の申告などの手続について、納税者や税理士等が自宅等のパソコンからインターネットを利用し、一本の窓口(ポータルサイト)で電子的に行えるシステムを地方公共団体が共同で運用を行っている。

○ 対象手続 都道府県 → 法人二税 市町村→法人市町村民税、固定資産税(償却資産)

○ 利用届出(京都府) 7.44%(19年7月末) 20年3月では、10%以上の見込。

2 課題

○ 対象手続の拡大 給与支払報告書へ拡大(20年1月運用開始目標)

○ 市町村の参画拡大 現在、全国で15政令市と相模原市のみ*(*H20.1から秋田市参加見込み)

3 府・市町村の共同化による推進

○ 市町村参画による効果

◎ ワンストップサービス推進	・ 法人等の利便性向上(一本で電子申告)
◎ 入力業務等の効率化	・ 給与支払報告書等の入力業務削減

○ コスト削減

電子化協議会への負担金(見込) 府内25市町村計 2,750万(会費120万+運用経費2,630万)/年間

自治体側機器等コスト(見込) 単独導入の場合: 1団体あたり 初期 2100万程度、機器等運用コスト 1200万程度/年間

コスト削減方向

負担金の見直し	→ 地方税電子化協議会と調整
ネットワーク費用	→ 府の電子申告のネットワークを流用
審査サーバー機器費用	→ 府の審査サーバーを流用
システム改修費	→ 法人市町村民税システムの一本化(25システム→1システム)